

## ～ 令和7年度 就学援助について（お知らせ）～

青森市教育委員会事務局



### 《問い合わせ先》

- ・お子さんの就学している各小・中学校
- ・青森市教育委員会事務局 学務課学務チーム (TEL017-718-1414)
- ・青森市教育委員会事務局 浪岡教育課学務チーム (TEL0172-62-3003)

### 《就学援助とは》

就学援助は、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に、市が就学に必要な経費の一部（学用品費など）を援助する制度です。

### 《対象となる方》

青森市に住所を有し、小・中学校に在籍する児童生徒の保護者及び青森市外に住所を有し、青森市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の1または2のどちらかに該当する方。

1. 生活保護を受給中である（修学旅行費、医療費、日本スポーツ振興センター共済掛金のみ支給対象）
2. 認定要件（下記の「ア」～「サ」のいずれか）に該当する方（詳細については裏面の申請理由を参照）

ア	生活保護が停止又は廃止になった
イ	市民税が非課税である
ウ	市民税が減免されている
エ	個人の事業税が減免されている
オ	固定資産税が減免・免除されている
カ	国民年金の掛金が減免されている
キ	国民健康保険の保険税が減免又は猶予されている
ク	児童扶養手当の支給を受けている
ケ	生活福祉資金の貸付を受けている
コ	世帯の総収入が少なく経済的に困っている
サ	その他の理由で経済的に困っている

#### 【認定の目安となる世帯の年間総収入額（収入基準額）】

申請理由が「コ」または「サ」の場合は収入審査があり、同一世帯全員分の令和5年中（令和5年1月1日～令和5年12月31日）の年間総収入額が収入基準額以下の方が認定となります。

（注1）下記の表の収入基準額は、あくまでも申請のための目安にしていただくものであり、実際の基準額は世帯の人数や年齢によって異なります。年間総収入額が表の収入基準額を超えていても認定となる場合や、収入基準額以下であっても否認定となる場合があります。

（注2）申請前に収入基準額の試算は行っておりません。お困りの場合は、まずはご申請ください。

世帯員数	世帯構成（年齢は令和7年4月1日時点）	収入基準額（目安）
2人	父または母(40歳)、子(6歳)	約254万円以下
3人	父または母(40歳)、子(6歳)、子(3歳)	約309万円以下
4人	父(40歳)、母(40歳)、子(6歳)、子(3歳)	約354万円以下
4人	父(40歳)、母(40歳)、子(12歳)、子(6歳)	約371万円以下
5人	父(40歳)、母(40歳)、子(15歳)、子(12歳)、子(6歳)	約433万円以下

※ 年間総収入額には、給与収入や事業所得のほか年金・失業保険・退職金などの収入を全て含みます。

※ 表の金額は、給与収入を想定しています。

※ 単身赴任等で別世帯となっている保護者の収入も含みます。

### 《就学援助の支給内容》

① 学用品費等	② 新入学 学用品費	③ 体育実技 用具費	④ 修学旅行費	⑤ 校外活動費	⑥ 通学費	⑦ 医療費	⑧ 日本スポーツ振興 センター共済掛金
定額	定額 (小1、中1 年生のみ)	定額 (3年に1回 支給)	実費額 (交通費、 宿泊費等)	実費額 (交通費等)	公共交通機関 利用の定期代	学校より指示があつた 特定の疾病(結膜炎、 中耳炎、う歯など)につ いて、医療券を交付	免除 (学校の管理下に おいて適用)

※ ②は、入学前に支給を受けた場合、対象外となります（新入学児童入学準備金を含む）。

※ ③、④、⑤、⑥は支給要件があります。

※ ⑦は、交付される医療券を医療機関に提示することで、無料で受診できます。

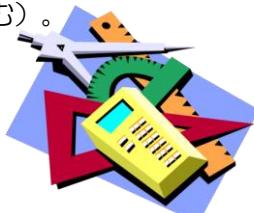
◎注 世帯区分、児童生徒の在籍区分により支給費目が異なります。

1 生活保護を受給している世帯 ・・・ ④、⑦、⑧を支給

2 私立中学校在籍の生徒 ・・・ ①、②、③を支給

3 区域外就学（青森市外住所で市内公立小・中学校在籍）の児童生徒 ・・・ ⑦、⑧を支給

4 区域外就学（青森市内住所で市外公立小・中学校在籍）の児童生徒 ・・・ ①、②、③、④、⑤を支給



### 《生活保護を受給している方について》

現在生活保護を受給しているご家庭は、就学援助の申請は不要ですが、生活保護担当課（生活福祉二課）へ「就学援助等の事務処理についての同意書」の提出が必要となります。（提出済みの場合は不要）

# 就学援助の申請方法

## 《申請手続き》

- ① 申請される方は、下部の「就学援助申請書類の申込書」に氏名等をご記入のうえ、**学校へ提出**してください。  
学校から申請に必要な『就学援助費申請書（世帯票）』『口座振込依頼書』『事実申立書』をお渡しします。
- ② 『就学援助費申請書（世帯票）』『口座振込依頼書』に必要事項を記入し、『申請理由を証明する書類（下記の表をご確認ください）』『振込通帳の写し』のほか、特別な事情がある場合は『事実申立書』『申立内容を証明する書類』を添付のうえ、**学校へ提出**してください。
- ※ 認定の可否については教育委員会で決定後、学校からお知らせします。

## 《添付書類》

申請理由		『申請理由を証明する書類』
ア (令和6年度以降に) 生活保護が停止又は廃止になった		生活保護停止・廃止の年月日が入った書類又はその写し (生活保護担当課で発行する停止・廃止の通知書や生活保護受給証明書)
イ 市民税が非課税である		下記のうちいずれか1通 {世帯における16歳以上の方全員分（学生を除く）} ① 市・県民税所得課税証明書 (各自治体の証明窓口で発行) ② 市・県民税特別徴収税額の通知書 (勤務されている事務所から交付されます) ③ 市・県民税課税明細書 (市・県民税課税通知書の後部にあります)
ウ 市民税が減免されている		市・県民税減免承認通知書又はその写し
エ 個人の事業税が減免されている		固定資産税額決定（変更）通知書又はその写し ※税額の軽減ではありません
オ 固定資産税が減免・免除されている		国民年金保険料免除申請承認通知書又はその写し ※世帯における20歳以上の方全員分（学生を除く）
カ 国民年金の掛金が減免されている		(1) 国民健康保険税減免承認通知書又はその写し（減免の場合） ※税額の軽減ではありません (2) 市税徴収猶予申請書（許可書）又はその写し（猶予の場合）
キ 国民健康保険の保険税が減免又は 猶予されている		児童扶養手当の支給を受けている
ク 児童扶養手当の支給を受けている		児童扶養手当証書（有効期限が切れていないもの）の写し ※児童手当、特別児童扶養手当ではありません
ケ 生活福祉資金の貸付を受けている		生活福祉資金貸付決定通知書又はその写し ※令和6年度以降に貸付を受けた場合に限ります
コ 世帯の総収入額が少なく経済的に 困っている		下記のうちいずれか1通 {世帯における16歳以上の方全員分（学生を除く）} ① 市・県民税所得課税証明書 (各自治体の証明窓口で発行) ② 市・県民税特別徴収税額の通知書 (勤務されている事務所から交付されます) ③ 市・県民税課税明細書 (市・県民税課税通知書の後部にあります)
サ その他（事故・災害・長期入院・ 失職の影響による減収等）の理由で 経済的に困っている		④ 源泉徴収票の写し  お困りの特別な事情がある場合は、『事実申立書』に内容を記入し、それを証明する書類と一緒に申請書に添付してください。 (注) ローンの返済等の債務に関するものについては、考慮できません。 (注) 必要に応じて、校長の意見書等を提出していただく場合があります。

※1 市・県民税関係書類は、原則として**令和5年分収入などが反映される『令和6年度分』**のものとなります。

※2 令和6年1月1日時点で青森市に住民登録をされていたかたで、税関係手続き（令和6年度市・県民税の申告又は令和5年分確定申告）が完了し、青森市の『令和6年度市・県民税所得課税証明書』の発行対象となるかたは①、②、③、④の添付を省略できます。

(注) 税関係手続きがお済みでない場合は審査ができません。収入の有無に関わらず必ず申告してください。

## 《申請時の留意事項》(必ずお読みください)

- 小学生と中学生がいる場合は、それぞれの学校へ申請書類の提出が必要です。

(注) 新1年生の方は入学後の申請となります。詳しくは入学予定の学校にお問い合わせください。

- 年度途中に市外へ転出する場合、就学援助を辞退する場合、生活保護開始となった場合には、  
支給している費目の一部（学用品費の月割り分等）が返納となります。



青森市観光イメージキャラクター  
ねぶたん  
©AO MORI N - HCP

青森市立各小・中学校長様

### 就学援助申請書類の申込書

令和 年 月 日

令和7年度の就学援助を希望しますので、必要書類をお渡しください。

学年・組	児童・生徒氏名	保護者氏名
年 組		連絡先電話番号（携帯電話可）
年 組		[ ] 自宅 ・ 職場
年 組		該当する方に○を付けてください
		● 令和6年度就学援助費受給の有無 ( 有 ・ 無 )
		● 生活保護受給の有無 ( 有 ・ 無 )